別紙様式第1号(第19条関係)

利 用 目 的 通 知 個人情報の 開 示 ・ 訂 正 等 申出書 利田停止等・第三者提供停止

		利用滑山	_守 •	二白饭	严 停-	Ш.					
							平成	年		月	日
一般財団法 <i> </i> 	人愛媛県教職員	直 互助会理事	事長 様								
	フリガナ					生	年 月			件	: 別
請求者	氏 名				明・i	大・昭・立			B		・女 ・女
(本人・代理人)	フリガナ				<u> </u>					<u></u>	
(注1)	住所										
	電話番号	l ≐a o +	火チ / ト、┯四 	1 1 3	ъ. 1 -						
+ 1 6	フリガナ	上記の者	首を代理/	、としま	ます。	生	年 月	日		性	: 別
本 人 の 氏名・住所等	氏 名			 (1)	明・	大・昭・□			Ħ		・女
代理人による申出	フリガナ										
の場合(注 1)	住所										
	電話番号										
			± +n /n <i>=#</i> =		10	4 ~ 10 =	5 1- 1.	10 VI . D	1 1.5	70 H	
一般財団法人愛	愛媛県教職貝 <i>5</i>	1.切会個人1	育報保護的	吳綱	19 🗦	余の規定	Eによ	り次ので	こわ	り甲	出し
ます。											
1 申出事由(注)	9)										
	目的の通知										
□ ③ 訂正等	等 □言	丁正	□追加	П		□削除					
□ ④ 利用係	亭止等										
□利用係	 学止	停止期間	□永久	□そ	の他	(年	月)			
□データ	タ消去										
□ ⑤ 第三者	者提供停止	停止期間	□永久	□そ(の他	(年	月)			
2 個人情報の名	名称又は内容(注3)									
3 訂正等・利用	月停止等・第三	三者提供停」	上の内容別	及びその	の理目	由(注4)					
	22. = 3										
4 開示の方法(<u> </u>	ヨーのエフ	'	□ 4	ピー の希	37.2 Y				
□閲覧	□視聴	<i>□ -</i>	写しの手ろ	<u> </u>	∸	写しの垂	1				

- (注) 1 請求者欄の(本人・代理人)のいずれかを○で囲んでください。また、代理人が 請求する場合は、本人の氏名・住所等欄に記入してください。
 - 2 申出事由欄の①から⑤ (利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者 提供停止)までのうち該当する項目の□欄に✔印を、③から⑤までの申出の場合 はそれぞれ希望する措置について□欄に✔印を記入してください。また、④の利用 停止又は⑤の申出の場合は、その停止期間について、永久又はその他□欄に✔印 を、その他欄には利用停止又は第三者提供の停止の期間を記入してください。
 - 3 申出の対象となる個人情報の名称又は内容については、できるだけ具体的に記入してください。
 - 4 ③から⑤までの申出の場合は、訂正等、利用停止等又は第三者提供停止の内容 及びその理由をできるだけ具体的に記入してください。
 - 5 開示の方法については、希望する方法について□欄に✔印を記入してください。
- * 申出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 - (1) 本人の申出の場合 本人であることを証明する運転免許証、組合員証・健康保険の被保険者証、パスポートの写しなど
 - (2) 代理人の申出の場合 代理人の運転免許証、健康保険の被保険者証又はパスポートの写し若しくは本人との続柄が確認できる戸籍謄本など

別紙様式第2号(第20条関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 回

個人情報の利用目的通知書

平成22年1月18日付けで申出のありました個人情報の利用目的については、次のとおりですので、一般財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第1号の規定により通知します。

利用目的	
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会 電話番号 089-943-0950
備考	

【参照条文】一般財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱

(開示等の申出に対する決定通知)

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出 に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するも のとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
 - (1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。
 - イ 利用目的の通知 別紙様式第2号
 - ロ 開示 別紙様式第2号の2
 - ハ 訂正等 別紙様式第2号の3
 - ニ 利用停止等又は第三者提供停止 別紙様式第2号の4

媛教互第 号 平成 年 月 日

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 回

個人情報の開示通知書

平成 年 月 日付けで開示の申出がありました個人情報については、一般財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第 20 条第 1 項第 1 号の規定により次のとおり開示しますので、通知します。

個人情報の内容					
開示の実施方法	□閲覧	□視聴	□写しの手交	□写しの郵送	
開示の日時等	日時	平成年	月日(木)	時 分	
	場所	一般財団法	人愛媛県教職員互	助会事務局	
明、人品。此件	一般財団活	去人愛媛県教園	職員互助会		
問い合わせ先	電話番号	089 - 9	43 - 0950		
備考					

- (注) 1 郵送以外の開示の実施方法で個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び 申出者本人であることを確認するために必要な書類を持参し、提示してください。
 - 2 都合により、上記の日時に来られない場合は、あらかじめ問い合わせ先に連絡してください。

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出 に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するも のとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
 - (1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。
 - イ 利用目的の通知 別紙様式第2号
 - ロ 開示 別紙様式第2号の2
 - ハ 訂正等 別紙様式第2号の3
 - ニ 利用停止等又は第三者提供停止 別紙様式第2号の4

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 回

個人情報の訂正等決定通知書

平成 年 月 日付けで申出がありました個人情報の訂正等については、一般財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第 20 条第1項第1号の規定により次のとおり訂正等をしましたので、通知します。

個人情報の内容	
	□訂正 □追加 □削除
訂正等の内容	
訂正等をした日	平成 年 月 日()
明い入わは生	一般財団法人愛媛県教職員互助会
問い合わせ先	電話番号 089-943-0950
備考	

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - (1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。
 - イ 利用目的の通知 別紙様式第2号
 - ロ 開示 別紙様式第2号の2
 - ハ 訂正等 別紙様式第2号の3
 - ニ 利用停止等又は第三者提供停止 別紙様式第2号の4

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長
印

個人情報の利用停止等通知書

平成 年 月 日付けで申出がありました個人情報の利用停止等については、一般財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第1号の規定により次のとおり利用停止等しましたので、通知します。

個人情報の内容	
	□利用停止 □データ消去 □第三者提供停止
利用停止等の内	
容及び理由	
利用停止等	亚
をした日	平成 年 月 日()
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会
同い合わせ先	電話番号 089-943-0950
備考	

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出 に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するも のとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
 - (1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。
 - イ 利用目的の通知 別紙様式第2号
 - ロ 開示 別紙様式第2号の2
 - ハ 訂正等 別紙様式第2号の3
 - ニ 利用停止等又は第三者提供停止 別紙様式第2号の4

第 号 平成 年 月 日

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 印

個人情報の利用目的不開示通知書

平成 日付けで申出のありました個人情報の利用目的については、一般 年 月 財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第2号の規定により次のとおり 開示しないこととしましたので、通知します。

開示しない理由	
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会 電話番号 089-943-0950
備考	

- **第 20 条** 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から 30 日以内に当該申出 に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するも のとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
 - (1) 略
 - (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決 定をしたとき。
 - イ 利用目的を通知しない場合 別紙様式第3号

 - ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2 ハ 全部又は一部を訂正等しない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2
 - ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 別紙様式第6号又は別 紙様式第6号の2

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 回

個人情報の不開示通知書

平成 年 月 日付けで開示の申出がありました個人情報については、一般財団 法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第2号の規定により次のとおり開示 しないこととしましたので、通知します。

個人情報の内容	
開示することができない理由	
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会 電話番号 089-943-0950
備考	

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - (1) 略
 - (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。
 - イ 利用目的を通知しない場合 別紙様式第3号
 - ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2
 - ハ 全部又は一部を訂正等しない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2
 - ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 別紙様式第6号又は別紙様式第6号の2

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 回

個人情報の一部開示通知書

平成 年 月 日付けで開示の申出がありました個人情報については、一般財団 法人愛媛県教職員互助会個人情報要綱規程第 20 条第1項第2号の規定により次のとおりその一部を開示しますので、通知します。

個人情報の内容	
開示の実施方法	□閲覧 □視聴 □写しの手交 □写しの郵送
開示の日時等	日 時 平成 年 月 日() 時 分
別がり口時等	場所一般財団法人愛媛県教職員互助会事務局
開示することが	
できない部分及	
びその理由	
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会
	電話番号 089-943-0950
備考	

- (注) 1 郵送以外の開示の実施方法で個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び 申出者本人であることを確認するために必要な書類を持参し、提示してください。
 - 2 都合により、上記の日時に来られない場合は、あらかじめ問い合わせ先に連絡してください。

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - (1) 略
 - (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。
 - イ 利用目的を通知しない場合 別紙様式第3号
 - ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2
 - ハ 全部又は一部を訂正等しない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2
 - ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 別紙様式第6号又別紙 様式第6号の2

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長
印

個人情報の不訂正等通知書

平成 年 月 日付けで申出がありました個人情報の訂正等については、一般財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第2号の規定により次のとおり訂正等をしないこととしましたので、通知します。

個人情報の内容	
訂正等をしない 理 由	□訂正 □追加 □削除
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会 電話番号 089-943-0950
備考	

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出 に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するも のとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
 - (1) 略
 - (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。
 - イ 利用目的を通知しない場合 別紙様式第3号
 - ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2
 - ハ 全部又は一部を訂正等しない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2
 - ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 別紙様式第6号又別紙 様式第6号の2

第 号 平成 年 月 日

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長

個人情報の一部訂正等通知書

平成 日付けで申出がありました個人情報の訂正等については、一般財 年 月 団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第2号の規定により次のとおり一 部訂正等しましたので、通知します。

個人情報の内容	
	□訂正 □追加 □削除
部分訂正等の内容 及び理由	
訂正等をした日	平成 年 月 日()
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会 電話番号 089-943-0950
備考	

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出 に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するも のとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
 - (1) 略
 - (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決 定をしたとき。
 - イ 利用目的を通知しない場合 別紙様式第3号

 - ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2 ハ 全部又は一部を訂正等しない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2
 - ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 別紙様式第6号又別紙 様式第6号の2

第 号 平成 年 月 \exists

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長

個人情報の利用等不停止通知書

平成 年 月 日付けで申出がありました個人情報の利用停止等については、一 般財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第2号の規定により次のとお り利用停止等を行わないこととしましたので通知します。

個人情報の内容	
利用停止等又は 第三者提供停止 を行わない理由	□利用停止 □データ消去 □第三者提供停止
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会 電話番号 089-943-0950
備考	

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出 に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するも のとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
 - (1) 略
 - (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決 定をしたとき。
 - 利用目的を通知しない場合 別紙様式第3号

 - ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2 へ 全部又は一部を訂正等しない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2
 - ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 別紙様式第6号又別紙 様式第6号の2

第 号 平成 年 月 日

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長

個人情報の一部利用停止等通知書

平成 日付けで申出がありました個人情報の利用停止等については、一 年 月 般財団婦人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第2号の規定により次のとお りその一部を利用停止等しましたので通知します。

個人情報の内容	
利用停止等又は	□一部利用停止 □一部データ消去 □一部第三者提供停止
第三者提供停止	
を行わない部分	
及びその理由	
利用停止等又は	
第三者提供を	平成 年 月 日()
停止をした日	
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会
	電話番号 089-943-0950
備考	

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出 に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するも のとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。
 - (1) 略
 - (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決 定をしたとき。
 - イ 利用目的を通知しない場合 別紙様式第3号
 - ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2

 - ハ 全部又は一部を訂正等しない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2 ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止しない場合 別紙様式第6号又は別 紙様式第6号の2

様

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 回

個人情報不存在確認通知書

平成 年 月 日付けで申出がありました個人情報については、一般財団法人愛媛県教職員互助会個人情報保護要綱第20条第1項第3号の規定により該当する個人情報が存在しませんので、通知します。

個人情報の内容	
個人情報が存在しない理由	
問い合わせ先	一般財団法人愛媛県教職員互助会 電話番号 089-943-0950
備考	

- 第20条 互助会は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 前条の申出に係る個人情報が存在しない場合 別紙様式第7号